役員等報酬規程

（趣 旨）

第１条　この規程は、社会福祉法人あさみどりの会（以下「法人」という。）の定款第９条および第 23 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

（定義等）

第２条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）評議員とは、定款第５条に基づき置かれる者をいう。

（３）報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。費用とは明確に区分されるものとする。

（４）費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第３条　役員等には、次の通り報酬等を支給する。

（１）理事長には、報酬を支給する。

（２）理事長以外の役員については、その地位のみに基づいては報酬を支給しないが、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

（３）評議員については、その地位のみに基づいては報酬を支給しないが、定款第９条に定める金額の範囲内において、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

（４）役員及び評議員には、賞与、退職手当及び通勤手当を支給しない。

（報酬額の決定）

第４条　理事長の報酬額は、年間総額 750,000 円を上限とする。

２　理事長以外の役員の報酬額は、職務執行時に１人、１日あたり 35,000 円を上限とし、１人あたり年間総額 150,000 円を上限とする。

３ 監事の報酬は、第１項の金額を上限とし、監事の協議により決定し支払うものとする。

（報酬の算定方法）

第５条　役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬の区分に応じて定めるものとする。

（１）理事長の報酬については、別表１に定める額

（２）理事長以外の役員の報酬については、別表２に定める額

（３）評議員については、別表３に定める額

（費用弁償）

第６条 役員及び評議員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、別紙４の通り費用を弁償することができる。

（報酬及び費用の支給方法）

第７条　理事長他、役員及び評議員に対する報酬及び費用の支給時期については、職務執行の翌月 20 日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第３条に準じた日とする。

２　報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

３　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（慶弔費）

第８条　役員及び評議員の慶弔については別表５により贈る。

（適用除外）

第９条　施設の職員を兼務する役員等は全場以外この規程は適用しない。

（公　表）

第 10 条　当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の２第１項第１号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改　廃）

第 11 条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則　この規程は、平成２９年６月９日(評議員会議決日)から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附則　この規定は、２０１９年４月１日より施行する。

附則　この規定は、令和２年４月１日より施行する。

附則　この規程は、令和４年６月１日から施行する。

附則　この規程は、令和７年４月１日から施行する。

別表１　理事長の報酬

月額	50,000 円
研修又は講演講師	１日につき　35,000 円を上限

別表２　理事長以外の役員の報酬

役員会	１回につき　10,000 円を上限
研修又は講演講師	１日につき　35,000 円を上限
監事監査	１日につき　10,000 円を上限

別表３　評議員の報酬

役員会	１回につき　10,000 円を上限
研修又は講演講師	１日につき　35,000 円を上限

別表４　費用弁償

研修会及び他の施設等への視察業務
その他理事長が必要と認めた法人運営及び施設運営に関する業務

別表５
病気見舞い
病気又は障害で 14 日以上の入院　10,000 円
死亡弔慰金
本人死亡　30,000 円、生花一対
１親等迄の死亡　姻族については同居　10,000 円、生花一対